

山運輸第356号の2
令和5年1月12日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長
(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき
地図の規格等について」の一部改正について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通知がありましたので、了知願います。

東自旅二第973号の2
令和4年12月28日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき
地図の規格等について」の一部改正について

標記について別添のとおり公示したので了知するとともに、貴支局掲示板等に掲示されたい。

また、関係団体等に対し周知を図り、事務処理上遺漏のないように取り計らわれたい。

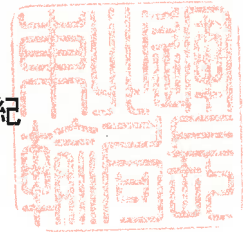
公 示

公示第95号

「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について」（平成14年3月1日付け公示第110号）を別添のとおり一部改正したので公示する。

令和4年12月28日

東北運輸局長 田中 由紀



公 示

公示第 1 1 0 号

一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車
に備えておくべき地図の規格等について

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第29条の規定に基づき、
一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備えておくべき地図の規格及び指定する
事項を下記のとおり定めたので公示する。

平成 1 4 年 3 月 1 日

東北運輸局長 島田 知明

記

1. 規格

- (1) 縮尺は、車内において旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことが十分可能なものであること。
- (2) 地図は、製本地図の発行又は電子地図のアップデートから2年以上経過していないものであること。ただし、該当地図が発行又はアップデートされていない場合は、最も近い日に発行されたものであること。
- (3) 製本地図の大きさ、紙質及び装幀は、事業用自動車内における備え付け及び使用に適するものであること。

2. 指定事項

- (1) 営業区域の境界
- (2) 警察署、病院、学校、バスターミナルの位置
- (3) 一方通行等の交通規制に関する情報
- (4) 主な交差点の名称

附 則

1. この公示は、平成14年3月1日から適用する。
2. 「自動車運送事業等運輸規則第24条の2の規定に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備え付ける地図の規格及び同条第4号に規定する陸運局長が指定する事項について」(昭和42年12月25日付け公示、仙陸自旅第2113

号)は、平成14年2月28日限りこれを廃止する。

附 則(平成14年7月1日公示第36号)

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 平成14年6月30日以前に備え付けてある地図は、次回の交換時まで使用できるものとする。

附 則(令和4年12月28日公示第95号)

この公示は、令和4年12月28日から適用する。

「一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について」の一部改正について

新	旧
<p data-bbox="613 268 667 288">公示</p> <p data-bbox="958 300 1126 320">公示第110号</p> <p data-bbox="389 331 896 384">一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について</p> <p data-bbox="159 427 1093 512">旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第29条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備えておくべき地図の規格及び指定する事項を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="208 555 421 576">平成14年3月1日</p> <p data-bbox="651 619 943 639">東北運輸局長 島田 知明</p> <p data-bbox="629 683 651 703">記</p> <p data-bbox="159 746 255 767">1. 規格</p> <p data-bbox="197 778 1126 831">(1) 縮尺は、<u>車内において旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことが十分可能なものであること。</u></p> <p data-bbox="197 938 1126 1023">(2) 地図は、<u>製本地図の発行又は電子地図のアップデート</u>から2年以上経過していないものであること。ただし、該当地図が発行<u>又はアップデート</u>されていない場合は、最も近い日に発行されたものであること。</p> <p data-bbox="197 1034 1126 1086">(3) <u>製本地図</u>の大きさ、紙質及び装幀は、事業用自動車内における備え付け及び使用に適するものであること。</p> <p data-bbox="159 1129 304 1150">2. 指定事項</p> <p data-bbox="197 1161 734 1278">(1) 営業区域の境界 (2) 警察署、病院、学校、バスターミナルの位置 (3) 一方通行等の交通規制に関する情報 (4) 主な交差点の名称</p> <p data-bbox="159 1321 232 1342">附 則</p> <p data-bbox="185 1353 741 1374">1. この公示は、<u>平成14年3月1日</u>から適用する。</p>	<p data-bbox="1608 268 1662 288">公示</p> <p data-bbox="1951 300 2119 320">公示第110号</p> <p data-bbox="1384 331 1890 384">一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に備えておくべき地図の規格等について</p> <p data-bbox="1151 427 2085 512">旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第29条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備えておくべき地図の規格及び指定する事項を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1200 555 1413 576">平成14年3月1日</p> <p data-bbox="1644 619 1935 639">東北運輸局長 島田 知明</p> <p data-bbox="1621 683 1644 703">記</p> <p data-bbox="1151 746 1247 767">1. 規格</p> <p data-bbox="1189 778 2119 927">(1) 縮尺は、<u>交通圏または2以上の営業区域を有する事業者にあつては、20万分の1以上、その他の事業者にあつては、5万分の1以上(ただし、市制施行地のみを営業区域とする事業者にあつては、2万分の1以上)とし、国土地理院の長の承認を受けているもの、又は地方公共団体において発行しているものであること。</u></p> <p data-bbox="1189 938 2119 991">(2) 地図は、発行の<u>日</u>から2年以上経過していないものであること。ただし、該当地図が発行されていない場合は、最も近い日に発行されたものであること。</p> <p data-bbox="1189 1034 2119 1086">(3) 大きさ、紙質及び装幀は、事業用自動車内における備え付け及び使用に適するものであること。</p> <p data-bbox="1151 1129 1296 1150">2. 指定事項</p> <p data-bbox="1189 1161 1727 1278">(1) 営業区域の境界 (2) 警察署、病院、学校、バスターミナルの位置 (3) 一方通行等の交通規制に関する情報 (4) 主な交差点の名称</p> <p data-bbox="1151 1321 1225 1342">附 則</p> <p data-bbox="1178 1353 1621 1374">1. この公示は、<u>本日以降</u>から適用する。</p>

2. 「自動車運送事業等運輸規則第24条の2の規定に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備え付ける地図の規格及び同条第4号に規定する陸運局長が指定する事項について」(昭和42年12月25日付け公示、仙陸自旅第2113号)は、平成14年2月28日限りこれを廃止する。

附 則 (平成14年7月1日公示第36号)

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 平成14年6月30日以前に備え付けてある地図は、次の交換時まで使用できるものとする。

附 則 (令和4年12月28日公示第95号)

この公示は、令和4年12月28日から適用する。

2. 「自動車運送事業等運輸規則第24条の2の規定に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車に備え付ける地図の規格及び同条第4号に規定する陸運局長が指定する事項について」(昭和42年12月25日付け公示、仙陸自旅第2113号)は、平成14年2月28日限りこれを廃止する。

附 則 (平成14年7月1日公示第36号)

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 平成14年6月30日以前に備え付けてある地図は、次の交換時まで使用できるものとする。